

会 議 録

会議の名称	東村山市防災会議
開催日時	平成26年7月16日(水) 10時10分～11時30分
開催場所	市民センター2階 第1～3会議室
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(会長) 東村山市長 渡部 尚</p> <p>(委員) 東京都多摩小平保健所 所長 東京都水道局立川給水管理事務所 所長 東村山警察署 警備課長 東村山消防署 消防署長 東村山市消防団 団長 日本郵便(株)東村山郵便局 局長(代理出席) 東日本旅客鉄道(株)八王子支社新秋津駅 駅長 西武鉄道(株) 東村山駅管区長 東日本電信電話(株)東京事業部東京武蔵野支店 支店長 東京電力(株)立川支社 副支社長(渉外担当) 東京ガス(株)多摩支店 支店長(代理出席) 東村山市建設業協会 会長(代理出席) 萩山中央自主防災隊 白梅学園大学 教授 防火女性の会 会長 東村山市議会 議長 東村山市議会 副議長 東村山市 副市長 東村山市 教育長 東村山市役所 経営政策部長 東村山市役所 総務部長(代理出席) 東村山市役所 まちづくり部長 東村山市役所 健康福祉部長 東村山市役所 子ども家庭部長 東村山市役所 資源循環部長 東村山市役所 教育部長 東村山市役所 市民部長 東村山市役所 環境安全部長 (事務局) 環境安全部次長、防災安全課</p> <p>●欠席者：</p> <p>(委員) 東京都北多摩北部建設事務所 所長 東京都多摩環境事務所 管理課長 (公社)東村山市医師会 会長 日本社会事業大学 准教授</p>

傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1) 東京都地域防災計画の修正に伴う東村山市地域防災計画の修正について (2) その他 ・総合震災訓練 9月13日(土) 予定 4 閉会				
問い合わせ先	環境安全部防災安全課防災係				
会 議 経 過					
<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱状の交付 ○ 会議の公開に関する説明(傍聴人なし) <p>2 会長挨拶(以下議事進行は会長)</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 東京都地域防災計画の修正に伴う東村山市地域防災計画の修正について</p> <p>事務局> 東日本大震災の教訓等から、災害対策基本法(以下「災対法」という。)などの関係法令の改正、東京都の地震被害想定の見直しなどがあつた。これらを踏まえて今年度、東村山市地域防災計画を修正する。</p> <p>主な修正課題・方針を次に説明する。</p> <p>地区防災計画の普及は、災対法の改正により市民等が自主的な防災活動を定めた防災計画を地域防災計画に位置づけることが可能となったことから、地区防災計画の事例等を住民等に周知し、また、住民等から計画を提案された場合の手続きを明確にしていく。</p> <p>被害想定、減災目標については、被害想定による各種被害量が増加したが、減災目標は維持しつつ減災に有効な対策を検討していく。</p> <p>大規模建築物の耐震化促進は、耐震改促進法により不特定多数の者が利用する大規模建物等の耐震診断などが義務化されたことから、耐震化促進策を検討していく。</p> <p>災害教訓の伝承は、災対法の改正により、住民等の責務として規定されたことなどから、市民の役割を追加し、伝承の促進策を検討していく。</p> <p>男女共同参画の促進は、国の指針により防災活動への女性参画が求められていることとから、自主防災組織等への参画促進策を検討していく。</p>					

災害時要援護者避難支援体制の強化は、災対法により避難行動要支援者の名簿作成と活用が規定されたことから、既に運用している東村山市災害時要援護者支援全体計画との整合をふまえて法に基づいて防災計画に定めるべき事項を検討していく。

緊急避難場所・避難所の指定については、災対法の改正により災害の種類に応じて安全を確保できる緊急避難場所と避難生活のための避難所が規定されたことから、洪水時の避難場所利用を考慮した東村山市洪水ハザードマップ等を踏まえて再検討していく。

避難所、備蓄等の強化は、被害想定により避難者数が1万人増加したことから、避難所や備蓄食料の追加等を検討していく。

避難所運営体制・生活環境の充実は、避難所運営連絡会を普及していく。児童・生徒等の避難所運営の参加促進については、教育委員会と調整していく。

災害医療体制の強化は、都の計画により災害医療コーディネータによる連携等が規定されたことから、北多摩北部での広域連携、準備を進めている東村山市災害医療連絡会による体制強化を明記していく。

ペット対策の強化は、環境省のガイドラインにより、ペット同行避難への備えを必要とすることから、飼い主への災害対応の啓発、避難所への受入れ準備等を検討していく。

帰宅困難者対策の充実は、一斉帰宅抑制のため、東京都帰宅困難者対策条例が施行され、事業者等の責務、東京都による支援策等が規定されたことから、市内の事業者等の対策の促進策等を検討していく。

大規模災害からの復興は、大規模災害からの復興に関する法律が制定され、国の基本方針に即して復興計画を策定した場合の復興整備事業等の特別措置等が規定されたことから、市の復興計画等の手続きを明確にしていく。

特別警報発表時の対応は、気象業務法の改正により、緊急地震速報や重大災害が予想される気象状況等が特別警報に位置付けられたことから、特別警報に対応した配備や避難の基準等を検討していく。

被災者台帳の作成・利用及び安否情報の提供については、現行計画のり災証明を主体とした台帳から各種支援措置を網羅できる台帳に拡充する。

在宅避難者等への対応は、災対法により避難所に滞在できない被災者にも避難所と同等の支援が必要となったことから、支援体制を検討していく。

広域一時滞在は、災対法の改正により、市外への避難の受入協議が規定されたことから、受入や滞在等の手続きを検討していく。

原子力災害対策は、東村山市が原子力事業所の事故災害に対する重点区域に指定されておらず、市民の避難等の対応を迫られるものではないが、東日本大震災において様々な影響を受けた教訓から、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策をとることが必要なため、地域防災計画の修正を機に原子力災害対策を新設したいと考えている。

<質疑・応答>

なし

(2) その他

事務局> 総合震災訓練は9月13日(土)、東村山中央公園にて開催予定。訓練の詳細は8月1日に全機関が参加する会議で説明する予定。

<質疑・応答>

なし

4 閉会